

高圧ガス保安法等に係る事務の市町への移譲について

令和3年4月
広島県危機管理監消防保安課

- 高圧ガス保安法等に係る事務については、平成20年4月1日に、県内すべての市町へ事務移譲が完了しました。(実際の事務は、それぞれの市町を管轄する消防本部(局)が行います。)
- 県が行う一部の事務を除き、高圧ガスの製造・消費又は貯蔵所・販売所を設置する等、高圧ガス事業を行う事業者の方や液化石油ガス設備工事を行う事業者の方は、市町を管轄する消防本部(局)に申請・届出等を行ってください。
- **平成30年4月1日より、広島市については県が行う一部の事務を除き、高圧ガス保安法の手務が法定移譲されます。**これにより、事務移譲後も県で実施していた**広島市内の容器則の手務は、広島市が実施することとなります。**

【高圧ガス保安法等に係る事務の処理機関(概要)】

※法定移譲により、広島市内の高圧ガス保安法の手務は一部を除き、広島市が行います。

事務の内容	高圧ガスの製造・消費を行う場所、貯蔵所・販売所を設置等する場所	処理機関	文書の宛先	担当部署	住所及び電話番号	
移譲事務	海田町	広島市	広島市消防局長	消防局予防部指導課	〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20-12 (082)546-3482	
	熊野町					
	坂町					
	安芸太田町					
	廿日市市吉和地域					
	呉市	呉市	呉市消防局長	消防局予防課	〒737-0811 呉市西中央三丁目1-9 (0823)26-0323	
	三原市	三原市	三原市消防長	消防本部予防課	〒723-0051 三原市宮浦一丁目22-2 (0848)64-5927	
	世羅町					
	① 高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費に係る許可、届出の受付等に関すること (コンビナート等保安規則の特定製造事業所に係るものを除く。)	尾道市	尾道市	尾道市消防局長	消防局予防課	〒722-0051 尾道市東尾道18-2 (0848)55-9123
	② ①に関連する完成・保安検査及び保安統括者等の選・解任届出の受付等に関すること	福山市	福山地区消防組合消防局	福山地区消防組合管理者	消防局予防課	〒720-0825 福山市沖野上町五丁目13-8 (084)928-1192
		府中市				
	③ 高圧ガス等の輸入検査に関すること	三次市	備北地区消防組合消防本部	備北地区消防組合消防本部消防長	消防本部予防課	〒728-0012 三次市十日市中三丁目1-21 (0824)63-1191
		庄原市				
	④ ①に関連する施設等が危険な状態になった旨の届出及び事故届の受付等に関すること	大竹市	大竹市	大竹市長	消防本部	〒739-0605 大竹市立戸一丁目2-10 (0827)54-0119
		⑤ 液化石油ガス設備工事に関すること。	東広島市	東広島市	東広島市消防局長	消防局予防課
	竹原市					
大崎上島町						
⑥ 上記に関連する立入検査、改善命令等の行政措置に関すること	廿日市市(吉和地域を除く)	廿日市市	廿日市市消防本部消防長	消防本部予防課	〒738-0033 廿日市市串戸一丁目9-33 (0829)30-9232	
	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市消防本部消防長	消防本部予防課	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田751-1 (0826)42-0931	
	江田島市	江田島市	江田島市長	消防本部予防課	〒737-2133 江田島市江田島町鷺部二丁目17-5 (0823)40-0353	
	府中町	府中町	府中町長	消防本部予防課	〒735-0022 安芸郡府中町大通三丁目5-9 (082)286-3119	
	北広島町	北広島町	北広島町消防本部消防長	消防本部予防課	〒731-1531 山県郡北広島町大字春木516 (0826)72-0119	
	その他の事務	県内全域	県	広島県知事	危機管理監消防保安課	〒730-8511 広島市中区基町10-52 (082)513-2791

注) 消防本部(局)への申請等手数料の支払いは、現金払いとなります。

※ 不明な点は 〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県危機管理監 消防保安課 危険物・高圧ガスグループ (TEL 082-513-2791 ダイヤルイン) までお問合せください。